家族の介護が必要な従業員に伝えてあげましょう

現在、介護を理由として離職する方が毎年約10万人いると言われています。

政府としては、介護離職をゼロに近づけるため、必要な介護サービスの確保、家族への相談・支援の強

化、職場環境の整備の支援等に取り組んでいます。 ※

介護サービスの利用のしかた

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護(要支援)認定を受け

ることが必要です。介護サービスの利用を希望する方は、市区町村の窓口で「要介護(要支援)認定」の

申請をします(地域包括支援センター(下記参照)などで手続きを代行している場合があります)。ま

た、申請の際、第１号被保険者は「介護保険の被保険者証」、第２号被保険者は、「医療保険の被保険者

証」が必要です。

※ このほか、要介護(要支援)認定を受けていない方も利用できる介護予防・日常生活支援サービスがあ

ります。

地域包括支援センターとは

**１.地域の人々の健康、安心、暮らしを支援します**

地域の高齢者が健康で安心して暮らせるように、保健・医療・介護・福祉の面から総合的に支援するた

めの機関です。市区町村や、市区町村が委託する組織により公的に運営されており、市区町村に１つ以上

設置されています。

介護についての不安や悩みについて、安心して相談することができ、相談・支援は無料です。市区町村

のホームページなどで、お住まいの地域の地域包括支援センターをご確認ください。(地域によっては、

「地域包括支援センター」の名称を用いていない場合があります)

**２.高齢の家族の生活に関することや介護のこと、仕事との両立の悩みなど幅広く対応しています**

地域包括支援センターには、保健・医療・介護・福祉の専門家である保健師、社会福祉士、主任ケアマ

ネジャーなどのスタッフがいます。得意分野を生かして連携を取りながら、相談の内容に応じて、制度の

概要の説明や相談窓口の紹介など、具体的な解決策の提案をします。また、必要であれば関係機関と連携

し、介護サービスや、さまざまな制度が利用できるよう支援します。

地域の高齢者の健康づくりや高齢者の権利を守ること、暮らしやすい地域づくりなども地域包括支援セ

ンターの役割です。

**＊ご自身やご家族の介護のことで不安なことがあれば、迷わずお住まいの地域の地域包括支援センターに**

**ご相談ください。**

介護の相談窓口等について

・市区町村の介護保険担当課：介護に関する全般的な相談や介護保険を利用する場合の手続きなど

・地域包括支援センター：高齢者の日常生活に関する困りごとや介護に関する相談など

・都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)：育児・介護休業法に関する相談など

・ハローワーク：介護休業給付の申請手続など

|  |  |
| --- | --- |
| 介護サービス情報公表システム | <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>地域包括支援センター、介護サービス事業所を検索できます。 |
| 介護の地域窓口 | <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/madoguchi/>市町村の介護に関する窓口を公表しています。 |
| 介護離職ゼロポータルサイト | <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112622.html>介護サービスや介護と仕事を両立していくために活用いただける制度の関連情報へアクセス |
| 若年性認知症コールセンター | <https://y-ninchisyotel.net/>若年性認知症や若年性認知症支援に関する相談窓口をまとめています。 |

・若年性認知症支援コーディネーター：若年性認知症に関する相談など